

国保運営方針（素案）意見照会に対する市町村意見

資料3-5

| 市町村名 | 運営方針該当箇所 | 意見要旨 | 対応等 |
|------|---|---|---|
| 和歌山市 | P26 第3 市町村ごとの納付金の算定方法に関する事項 4. 納付金算定に使用する係数 | 医療費水準反映係数（a）について、激変緩和の観点から段階的に反映させていくことを盛り込んでいただきたい | 医療費平準化の取り組みを進める点から、原則として医療費水準反映係数はガイドライン通り1とする。 激変緩和については、国の公費等により実施を検討。 |
| 橋本市 | P2 第1 国民健康保険運営方針に関する基本的な事項 5. PDCAサイクルの実施 | 国保運営方針を、必要に応じて見直すようにすべきではないか。 | 3年間の運営期間内でも、必要と認められる際には見直しを実施。 |
| 新宮市 | P25 第3 市町村毎の納付金の算定方法に関する事項 2. 納付金制度の概要 | 納付金の算定における平等割（世帯数シェアによる按分）を取り入れない | 現在の保険料（税）率は世帯数を反映した算定方法であり、円滑な制度移行の観点から、引き続き世帯数を含める方法で算定する。 |
| | P40 第6 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項 | 海外療養費の取組の追加 | 運営方針に追記 →該当箇所(P42)に追加 |
| | P49 第8 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項 | 事務の共同化・広域化における具体的な事務についての記載が必要 | 広く共同化・広域化の検討を実施していく。 |

| 市町村名 | 運営方針該当箇所 | 意見要旨 | 対応等 |
|-------|--|--|--|
| かつらぎ町 | P25 第3 市町村毎の納付金の算定方法に関する事項 2. 納付金制度の概要 | 保険料（税）算定方法における3方式への移行について、他町村の動向を踏まえた上で対応する必要がある。 | 算定方式の統一は、相応の準備期間が必要であることから、平成39年度までの期間で統一を目指す。 |
| | P23 第2 国民健康保険の医療に要する費用の見通し 3. 財政収支の改善に係る基本的な考え方 4. 赤字解消・削減の取組、目標年次等 | 法定外繰入を引き続き行うことを認めていただきたい | 決算補填目的の法定外繰入は計画的な削減・解消を進める。 |
| 広川町 | P30 第4 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項 3. 保険料（税）の統一について | 保険料（税）統一期間の短縮 | 医療費水準が平準化され、統一の前提が満たされる状況が実現できれば早い段階での統一もあり得る。 |
| | P41 第6 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項 3. 適正な保険給付に資する取組の実施 | 第三者求償における加害者直接請求事務 | 国保連合会にて体制構築を実施することから、今後具体的な役割分担を協議していく。 |
| | P49 第8 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項 | 各市町村の規則、要綱、要領の統一 | 各市町村と協議し、統一可能なものについて実施していく。 |
| 日高川町 | P18 第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し (4) 国保財政の現況 ⑤市町村別の1人当たり一般会計繰入金 | 市町村別の1人当たり一般会計繰入金について、直営診療施設に対する繰入金を控除した額で掲載していただきたい | 一般会計繰入金について、「法定繰入」「法定外繰入（決算補填等目的）」「法定外繰入（決算補填等目的以外）」の内訳を表示。 →該当箇所(P18)を修正 |